

2025 年 9 月 4 日

第 5 期第 4 回教育関連学会連絡協議会運営委員会

日時：2025 年 9 月 4 日（木）10:00～11:00

場所：オンライン（Zoom）

出席（敬称略）：勝野（委員長・日本学術会議）、上野（事務局長・日本学術会議）、鹿毛（日本教育心理学会）、酒井（日本教育社会学会）、竹川（日本カリキュラム学会）、戸田（日本保育学会）、松下（日本教育学会）、八鍬（教育史学会）、山名（教育思想史学会）

欠席（敬称略）：岩田（日本教師教育学会）、坂越（教育哲学会）、田上（日本教育方法学会）

<議題>

1. 加盟と退会の申し出について

加盟・退会ともになし

2. 運営委員の交代について

日本教育学会：本委員会後に松下佳代氏から青木栄一氏に交代

3. 共催シンポジウム補助制度【資料 1】

余剰金削減の一環として検討が進められてきた加盟学会の共催シンポジウム補助制度について、勝野委員長より申し合わせ案が提示された。委員からは、①年間 15 万円では余剰金の解消後に予算を圧迫するため、期間を 5 年に限定する、額を 10 万円とするなども考えられるのではないか、②応募の先着順で採択が決まることはある程度避けられないが、受付を四半期ごとにする等で公平性を担保できるのではないか、③開催 1 ヶ月前の申し込みでは各学会での企画から開催までのスケジュール感と合わないのではないか、等の意見が出された。今回の議論を受けて申し合わせ案を再検討し、次回総会での承認を目指すことになった。

4. 運営委員会の多選規定【資料 2】

各学会の通算選出回数が報告され、次回選挙では連続選出回数が 5 回以下の学会に被選挙権を認めるとすれば半分以上の学会の改選が見込まれること、規定案については引き続き 2 期連続の選出を禁止することなどが確認された。また、事務局が置かれている日本教育学会が運営委員に選出されなかった場合について検討され、本協議会における日本教育学会（事務局）の位置付けについてはあらためて検討が必要であることが確認された。

5. 2026 年 3 月のシンポジウム

上野事務局長より、日本学術会議心理学・教育学委員会「不登校現象と学校づくり分科会」と共催予定で進められている来年 3 月のシンポジウム準備状況について報告された。

6. 日本学術会議関連、その他

勝野委員長より、新学術会議法案の採択など、昨今の日本学術会議の動向について報告された。

以上

【資料 1】 共催シンポジウム補助制度

(案)加盟学会が主催するシンポジウム等の費用補助に関する申し合わせ

1. 本申し合わせの目的

本申し合わせは、教育関連学会連絡協議会（以下、「協議会」）が、加盟学会の主催するシンポジウム、研究会、ワークショップ等（以下、「シンポジウム等」）を共催し、その費用補助を行うのに必要な事項を定めるものである。

2. 対象

費用補助の対象は、加盟学会が主催するシンポジウム等のうち、広く教育関連諸学会にとって有意義なものとする。

3. 申請手続き

費用補助を希望する加盟学会は、所定の申請書に以下の事項を記載し、開催日の1月前までに本協議会事務局に提出する。

- ① シンポジウム等の名称、日時、場所
- ② 趣旨およびプログラム案
- ③ 予算案（収入・支出計画を含む）
- ④ 参加予定者数
- ⑤ 補助を希望する金額、及びその使途

4. 審査・決定

運営委員会は、加盟学会の申請を審議し、その可否及び金額を決定する。

5. 予算及び一件当たりの費用補助額

費用補助のための予算は、原則として年15万円を上限とする。一件あたりの費用補助額は、原則として5万円を上限とする。

6. 連続して費用補助を受けることの禁止

費用補助を受けられるのは、原則として年度ごとに各加盟学会一件とする。また、ある年度に費用補助を受けた加盟学会は、原則として次年度には申請できない。

7. その他

本申し合わせに定めのない事項については、運営委員会が協議の上、適宜決定する。

附則 本申し合わせは、2026年度より適用する。

〈参考〉

前回総会で、余剰金の削減の一環として、加盟学会が主催するシンポジウム・研究会を共催し、年間 15 万円程度を上限として開催費用の一部を補助する制度が提案され、具体的な承認や分配方法については引き続き検討することとなった。

26 年度予算

25 年度繰越金 約 3,130,000

収入 会費 370,000 (半額措置 －370,000 *29 年度まで)

支出 人件費、HP 委託料、共催シンポジウム補助 150,000 ほか 合計 900,000

26 年度収支差額 約－530,000

⇒29 年度決算時点での次年度繰越金額 約 1,010,000

【資料 2】 運営委員会の多選禁止規定

昨年度より、第 4 期・第 5 期（2021 年 3 月～2027 年 3 月）の 2 期連続で運営委員会に選出されている学協会は、2027 年の次回第 6 期選挙で投票の対象から除外する案について検討してきた。上記の条件では、現在の運営委員会を構成する全ての学会が再選の対象外となるため、総会では半改選の規定を設けて運営委員会の継続性を担保する案などが出された。

〈参考 1〉昨年総会時の改正原案

「〈内規 1〉教育関連学会連絡協議会運営委員会の組織と運営に関する内規」第四条を以下のように改正する。

現行)

第四条 規約第六条にもとづき、運営委員会委員のうち第一項と第三項の委員は運営委員会の推薦にもとづいて総会で承認し、第二項の委員は参加学会の代表者による互選とする。運営委員会委員の任期は 3 年とする。

改正案)

第四条 規約第六条にもとづき、本内規第一条に定める運営委員会委員のうち第一項と第三項の委員は運営委員会の推薦にもとづいて総会で承認し、第二項の委員は参加学会の代表者による互選とする。運営委員会委員の任期は 3 年とする。ただし、同じ参加学会の代表が連続して運営委員を務めることができるのは、2 期（6 年）を上限とする。

理由)

より多くの参加学会に本会の運営に中心となって携わっていただくため。

参考)

〈内規 1〉教育関連学会連絡協議会運営委員会の組織と運営に関する内規

第一条 本連絡協議会の運営委員会は以下の構成員によって組織する。

- ① 日本学術会議会員または連携会員より 2 名。
- ② 参加学会の代表より 10 名。
- ③ そのほか、本連絡協議会の運営委員会の推薦によって特に必要とされた場合の学会代表者

〈参考2〉運営委員の通算・連続選出回数

	第1期 ～2015	第2期 ～2018	第3期 ～2021	第4期 ～2024	第5期 ～2027	通算
日本教育経営学会	○	○				2
日本教育政策学会				○		1
日本教科教育学会	○	○	○			3
日本高等教育学会	○	○				2
日本読書学会	○					1
日本比較教育学会	○			○		2
教育思想史学会	○	○		○	○	4
日本教育心理学会				○	○	2
教育史学会	○		○	○	○	4
日本カリキュラム学会			○	○	○	3
日本教育行政学会		○	○	○	○	4
日本教育社会学会		○	○	○	○	4
教育哲学会	○	○	○	○	○	5
日本教育学会	○	○	○	○	○	5
日本教育方法学会	○	○	○	○	○	5
日本教師教育学会	○	○	○	○	○	5
日本保育学会	○	○	○	○	○	5